# 林地及び林道災害原因究明調査検討委員会 報告書【概要版】

# 第1章 委員会概要

#### 1.1 設置趣旨

2022(R4)年9月18日から19日に襲来した台風第14号により、宮崎県が施工した2箇 所(北又江の原及び小原地区)の治山・林道工事において、既設残土処理場の一部で崩 壊が発生し、渓床渓岸侵食を伴う大量の土砂が下流域へ流下したことにより、 甚大な被害を 及ぼしました。

本委員会は、この被害発生を受けて残土処理場の崩壊や土石流の発生に至った原因の 究明と分析を行い、その検討結果を崩壊した残土処理場を適切に復旧すること、また、今後 の類似災害の発生防止に資することを目的に、提言を取りまとめるために設置したものである。

#### 1 2 禾昌本拼武昌

1.2 女只女們似只				
	氏名	所属	専門分野	備考
	清水 收	宮崎大学農学部 教授	砂防学	会 長
	地頭薗 隆	鹿児島大学農学部 教授	砂防·森林水文学	委員
	末次 大輔	宮崎大学工学教育研究部 教授	地盤丁学	委員

### 1.3 委員会での活動内容

## (1)現地調査等(8回)

初回のみ合同で実施し、以降は、各委員が必要に応じて個別調査を行った。

#### (2)委員会の開催(6回)

委員会において、崩壊、流出した土砂量の推計について議論し、その後、崩壊状況の分析、 崩壊原因の推定、被災箇所の復旧手法、今後の盛土施工の方針等の検討を行った。

#### (3)崩壊土量・渓床渓岸侵食土量及び堆積土量の推計

現存する設計図書の図面データ及び崩壊後の現地測量による推計の他、下流域の渓流区 間や保全対象に至る区域についてはドローンによる点群測量成果も加味し、崩壊前後の地形 比較により、崩壊十量、渓床渓岸侵食十量及び堆積十量を算定・推計した。

#### (4)崩壊原因と今後の盛土施工の検討及び方針

各種検討事項を踏まえ、崩壊状況の分析や下流域まで被害を及ぼすに至った原因を推定 するとともに、残土処理場の復旧工法の検討や方針、今回の崩壊メカニズムの解析に基づいた 今後の盛土施工に当たっての地形、地下水等を考慮した施工地の選定等を取りまとめた。

検討結果の段階的などりまとめとして、復旧工事に向けた国等の災害査定に対する参考意 見として中間所見や、各委員からの個別所見を集約した助言等、また、会長から委員会として の提言を含む検討結果報告書を県に提出した。

# 第2章 台風第14号の状況整理

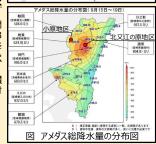
#### 2.1 台風の経路

- ・2022年9月14日3時小笠原近海で発生。 (中心気圧996hPa、最大風速18m/s)
- 16日9時には大型で非常に強い台風に、17日 3時には大型で猛烈な台風となる。
- ・17日から19日にかけて奄美地方の東海上に接 近、18日13時半頃に屋久島付近を、17時半 頃に指宿市付近を通過し、19時頃に鹿児島市 付近に上陸。
- ・その後薩摩半島を北上し、19日3時頃に福岡 県柳川市付近に達した。
- 宮崎県では、17日5時頃強風域に、18日10 時頃に暴風域に、18日22時頃に最接近。

#### 2.2 陸雨

- ・9月15日から19日にかけて、台風本体の雨雲 が次々に流れ込み、雨が降り続き、18日昼前か ら19日未明にかけて局地的に猛烈な雨が降った
- ・本県では、降り始めの15日から全域で大雨とな り、美郷町南郷神門では、最大 985㎜の降水 量があった。
- ・1時間降水量は、椎葉で57.5) mm/h、6時間 降水量は北方で214.0mm/6hを観測する他、3 時間/9時間/12時間/24時間/72時間の各降 水量でも、県内各地で統計開始からの最大値を 更新した。
- ・18日は、24市町村に土砂災害警戒情報が発 表。大雨特別警報(土砂災害)は15市町村 に及び、19日11 時00分に全て解除。





# 第3章 北又江の原地区

#### 3.1 被災概要

- ・当残土処理場は、H17台風第14号災害で発生した近隣の山 腹崩壊斜面の復旧工事(排土)に伴う残土を処理。
- ・本台風が最も接近した(R4)9月19日午前1時頃、崩壊が発生。
- ・崩壊土砂は一気に渓流を駆け下り、渓床や渓岸を侵食させ、下 流のコンクリート製の谷止工を破壊するとともに、渓流内に止まら ず、最下流の水田や農道、農業用水路まで達した。

(崩壊土量12,000m3、渓床渓岸侵食土量900m3)







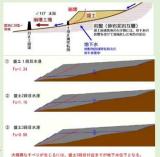
写真 北又江の原地区における崩壊の発生状況

# 3.2 検証結果(崩壊の発生メカニズム)

- ①地下構造に規制された広範囲からの地下水 が盛土箇所に集中。
- ②盛土内での地下水位の上昇。
- ③残土処理場の下流側の一部が崩壊。 (盛土下端の土羽止擁壁を転倒)
- ④崩壊土塊は下流へ移動して直下のコンクリー ト治山ダムを破壊し、下流の農地等に氾濫、

なお、上記メカニズムは、安定解析及び地下 水観測をもとにした雨量解析等にて検証し、妥 当性を確認。

図 崩壊の発生メカニズム及び安定解析結果



# 第4章 小原地区

#### 4.1 被災概要

- ・当残土処理場は、県発注の林道開設工事に伴い発生した残土を、H12~H21年度の 複数時期にわたり処理。
- ・9月18日から19日の未明にかけて、残土処理場の一部及び周辺林道の路体の一部で 崩壊が発生。
- ・崩壊土砂、渓床渓岸侵食土砂が土石流となって流下し、 下流のコンクリート製谷止工2基が崩壊し、最下流の村道 の鋼橋は落橋に至り、一部工場敷地内にも流入した。

(崩壊土量12,400m3、渓床渓岸侵食量54,900m3)







岩盤(砂岩)

4.2 検証結果(崩壊の発生メカニズム) 写真 小原地区における崩壊の発生状況 以下2パターンが考えられ、いずれも地下水が集

中する場所であるという見解に至る。

①広範囲から地下水が集中。

②残土処理場直下において地下水の水位が上昇。

下侵食或いは崩壊が発生。

④引きずられるように上部斜面の拡大崩壊が発生。 または

①多量の地下水で排水が及ばず、

地下水圧が上昇。

②崖錐堆積物と残土処理場が同時に崩壊。

なお、上記メカニズムは、安定解析にて検証し、妥

図 崩壊の発生メカニズム及び安定解析結果

# - ケース2、38時間後 法院の浸透距離が短いため、ドレーンの透水係数によって地下水位が異なる。

# 設計・施工の妥当性

- ✓ 北又江の原地区及び小原地区における残土処理場の<mark>選定の過程、設計の妥当性に重点を置いて、測量設計委託業務、実施設計に関し検証</mark>を行った。なお、検証は、選定の過程、
- 設計・施工に関連して残存している図書で検証を行ったが、小原地区については残存する2012(H24)年度事業の設計図書にて検証を行った。 両地区の残土処分場について、施工及び管理がそれぞれ適切かつ適正な施工がなされていたかについて、宮崎県環境森林部所管工事共通仕様書(2017(H29)年4月)に照らし、設 計図書、施工状況写真、工事記録等を確認検証をおこない、いずれも当時の技術基準に対して適切に計画・施工されていることが確認できた。

# 委員会からの意見

- ✓ 今回の盛土の崩壊箇所には、地形的な流域界を超えて地下水が集中する地下構造があることが推定され、これが崩壊に大きく影響したものと考えられる。このことから、このような地下水の集中が推定される流域の谷頭部は残土処分場の選定を避けるなど注意すべきである。
- 処分地の地盤特性として、地下水が集中する地下構造であることが把握されていた場合は、詳細な調査を行い、安定性を検討するとともに、その検討結果に基づき**、地下水の集中に対 処するために必要な排水施設等の対策や、より精緻な施工管理が求められる**こととなる。しかしながら、当該地の渓流部については、処分地選定の当時の基礎調査段階では**地下水が** 集中する地下構造を有していることの把握が困難であった。

# 第5章 まとめ

- 今回発生した北又江の原・小原両地区の崩壊は、詳細なメカニズムは異なるものの、豪 雨に伴う盛土及び基礎地盤の地下水位の上昇により引き起こされた。
- 両地区は地下水位の上昇のメカニズムも類似しており、残土処分場の背後に集水地形 となる流域を抱えていたこと、また、地形的流域界を超えて地下水が集中する地下構 造を有していたことが、特徴として挙げられる。
- 盛土基礎地盤について、「透水性が高い崖錐堆積物の存在による地下水の集中」「耐 浸食性の低い崖錐堆積物が存在したことによる盛土脚部の不安定化」<br />
  する地盤特性 が、崩壊の原因となったと考えられる。
- 残土処分場の計画・施工は、当時の技術基準等から逸脱したものではないが、残土処 分地の選定にあたっては、 机上調査のみならず詳細な水文調査や地形・地質調査を必 要に応じて実施し、地下構造を適切に把握することが重要である。

# 第6章 提言

- 適地選定においては、埋土・盛土を行う渓流について、地すべり地形や土砂移動の痕跡 等の不安定地形の有無を地形判読により把握するとともに、必要に応じて詳細調査を 実施し、地下構造や崩壊等の素因の有無の把握が必要
- 渓流部の水文特性について、地形的な流域界を超えて地下水が集中する地下構造を 有しているかどうかの的確な把握は困難であるが、今回実施した水文調査に準じた調 **査を有効に活用**することが望ましい。
- なお、盛土等に伴う災害の防止に向け、令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛 土等規制法」が施行され、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、全国一律 の基準で包括的に盛土等の行為が規制されることとなったところである。今後は、公共 施設に係る工事で生じた残士等の処分等も、本法に基づく技術的措置を講ずるなど安全性を確保することが場合により必要となる。

# 《今後の展開・方針》

- 今回の崩壊からの学びと盛土規制法の施行に伴い、今後、同様の災害発生を未然に防止するためには、残土処理場選定時においては、<mark>経済性や合理性だけでなく、下方</mark> の保全対象等の重要性も十分考慮した上で、水文調査や地質調査を行うとともに、構造計算を実施するよう技術基準へ反映することとしている。
- また、研修会等を開催し、担当技術者の知見や技術力の向上を図ることとしている。